

平成14年度

# 包括外部監査の結果報告書

文化の振興に関する施設の管理・運営について

奈良市包括外部監査人

公認会計士 西 育良



# 目 次

<b>第 1 . 外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ） .....	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	2
4. 外部監査の方法（監査の要点及び主な監査手続） .....	2
5. 外部監査の実施期間.....	3
6. 外部監査人補助者の資格と人数.....	3
7. 利害関係.....	3
<b>第 2 . 各施設共通事項の監査結果及び意見</b> .....	<b>4</b>
1. 監査の結果.....	4
2. 意見.....	6
<b>第 3 . 各施設の概要、監査結果及び意見</b> .....	<b>21</b>
1. 史跡文化センター .....	21
2. なら 1 0 0 年会館.....	25
3. ならまちセンター .....	30
4. シルクロード博記念館.....	33
5. 杉岡華邨書道美術館.....	34
6. 写真美術館.....	37
7. 音声館.....	40
8. ならまち振興館.....	43
9. 名勝大乘院庭園文化館.....	44
10. ならまち格子の家.....	46
11. なら工芸館.....	48
12. なら奈良館.....	50
13. 埋蔵文化財調査センター .....	54

# 包括外部監査の結果報告書

## 第1. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（以下、「法」という。）第252条の37第1項及び奈良市外部監査契約に基づき監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

#### (1) 外部監査の対象

「文化の振興に関する施設の管理・運営について」に関連する施設及び出資法人

監査対象施設

奈良市史跡文化センター（以下、「史跡文化センター」という。）

なら100年会館

奈良市ならまちセンター（以下、「ならまちセンター」という。）

奈良市シルクロード博記念館（以下、「シルクロード博記念館」という。）

奈良市杉岡華邨書道美術館（以下、「杉岡華邨書道美術館」という。）

奈良市写真美術館（以下、「写真美術館」という。）

奈良市音声館（以下、「音声館」という。）

奈良市ならまち振興館（以下、「ならまち振興館」という。）

名勝大乘院庭園文化館

奈良市ならまち格子の家（以下、「ならまち格子の家」という。）

なら工芸館

なら奈良館

奈良市埋蔵文化財調査センター（以下、「埋蔵文化財調査センター」という。）

監査対象出資法人

財団法人奈良市文化振興センター

財団法人杉岡華邨書道美術財団

財団法人入江泰・記念写真美術財団

財団法人ならまち振興財団

(なお、監査対象施設及び出資法人の所管は、企画部文化振興課、経済部観光課・商工労働課・世界遺産室、及び教育委員会社会教育部社会教育課・文化財課である。)

## (2) 監査対象期間

原則として平成13年度を対象とし、必要に応じて過年度に遡及し、また、平成14年度についても対象とした。

## 3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

奈良市は世界遺産をもつ歴史的、文化的風土に恵まれた国際文化観光都市であり、2001年3月に策定された奈良市第3次総合計画において施策の大綱の1つとして「人権の尊重、文化の創造、教育の充実を進めるまちづくり」が掲げられている。

この施策目的を実現するための事業の1つとして、各種文化施設が設置されており、それらにかかる管理運営予算が毎年度相当の額となっている。市が厳しい財政状況の下で財政運営を行っている中で、これら文化施設の管理・運営が適切に行われているか否かはもとより、財務内容についても利用者・納税者である市民にとって大きな関心事と考えられる。

このため、文化の振興に関する施設(以下、「文化施設」という)が、その目的どおりに運営されているかどうかを検討し、さらに「財務に関する事務の執行」が関係諸法令に則って合規に執行され、また、効率化が図られているかを調査することが有用であると判断した。

## 4. 外部監査の方法(監査の要点及び主な監査手続)

監査対象施設及び監査対象出資法人へ往査し、以下の事項を検討した。

### (1) 文化の振興に関する施設にかかる財務事務は、関係法令等に準拠して適切に行われているか。

財団が管理運営している施設については市から財団へ拠出する委託料が適正に支払われているか、また、直営施設に関しては収入、支出手続きが関係法令等に準拠して適正に行われているか検証した。

### (2) 委託先である財団法人等の文化施設に関する管理運営業務が関係法令等に準拠しているか。

市と財団との管理委託契約に基づき財団で適切に事務を執行しているか、その収入、支出手続きが財団規則等に従って適正に行われているか検証した。

(3) 財団で使用している財産の管理は適正に行われているか。

財団で使用している市所有資産について、会計規則に従って適切に管理されていることを確かめるために、現物確認や財産管理台帳との整合性について検証した。

(4) 施設の設置目的及びコスト面を踏まえて、管理運営が経済的・効率的に行われているか。

監査人が妥当と考える方法で各施設ごとにコスト計算を行い、他団体や施設間でのコスト効率を比較することによって、効率的に施設運営ができているか検証した。

(5) 各施設は文化の振興に寄与しているか。

施設稼働率・利用率等の他団体比較や経年比較を行うことによって、施設の有効性分析を行った。

## 5. 外部監査の実施期間

平成14年6月19日より平成15年3月17日まで

## 6. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	5名
弁護士	1名
その他	1名

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2. 各施設共通事項の監査結果及び意見

### 1. 監査の結果

#### (1) 物品に対する管理意識について

各施設で管理使用する備品等の物品は、市所有のものがほとんどであり、これらの物品は奈良市会計規則に定める方法によって管理されることになるが、監査の結果、管理状況に問題のある施設が多かった。具体的な問題点については各施設の項で記載するが、総じて備品等物品についての管理意識が低く、現物調査の実施やその結果報告が不十分である。また、各施設の運営管理を受託している財団法人等と市所管課との間で、備品等の物品に関する管理責任の所在が不明確になっている面もある。公の金で購入した物品であり、管理意識を高めるとともに、経済的、効率的に活用するよう管理の徹底が必要である。

#### 【現物調査実施状況】

施設	監査件数	指摘件数	指摘理由	その他意見等
史跡文化センター	18件	4件	備品保管票なし(3件) 一部所在不明(1件)	指摘件数には含めていないが、史跡文化センター所有のワープロは破棄すべき
なら100年会館	11件	0件		財団としての備品リストを作成すべき
ならまちセンター	6件	1件	会議用机5脚所在不明	指摘後、担当課調査により所在判明
杉岡華邨書道美術館	32件	0件		既存の備品リストを有効活用すべき
写真美術館	9件	0件		
音声館	5件	2件	備品ラベルなし 備品返納処理遅れ	
ならまち振興館	2件	0件		
名勝大乘院庭園文化館	5件	0件		
ならまち格子の家	3件	0件		備品保管票に金額を明示すべき
なら工芸館	5件	1件	備品ラベルなし	
なら奈良館	10件	0件		
埋蔵文化財調査センター	5件	3件	備品ラベルなし(2件) 返納処理すべき(1件)	持出品の持出状況の把握・管理が必要

#### (2) 委託費収入を中心とした消費税に関する取扱い

施設の管理運営をする財団においては、奈良市からの業務委託費収入や入場料収入、電話料収入、飲食料収入等に対し、消費税が課税されている。収入額の5%が消費税の課税対象となるため、下表のとおり各施設において相当額の支払負担となっている。

課税対象として一番金額が大きいのが奈良市から支給される業務委託費収入である。そもそも、各施設は奈良市の文化の振興という大きな行政目的に沿った事業として実施されているが、財団といった組織形態をとっているため、奈良市が各財団に、施設の管理・運営を委託するといった契約形態をとり、消費税の課税対象となったものである。

こうした、大きなコストとなっている消費税の税額計算の適正性につき検討したところ、一部財団において簡易課税を採用した際、喫茶店の飲食料売上に対する業種区分の誤りにより税率適用に誤りが認められた。今後さらに計算が煩雑化することも予想されることから、十分計算に当たって留意が必要である。

さらに、コスト削減の一つとして、財団の組織形態、業務委託費の契約形態、支給形態等の再検討を行う際において、消費税も合わせて検討する必要がある。

ちなみに、平成 13 年度の消費税額は以下のとおりである。 (単位：円)

施設名	金額	施設名	金額
史跡文化センター	1,000,000	ならまち振興館	3,400
なら 100 年会館	1,242,000	名勝大乘院庭園文化館	762,500
ならまちセンター	1,218,800	ならまち格子の家	8,800
写真美術館	4,108,900	なら工芸館	933,100
音声館	3,074,600	合 計	12,352,100

### (3) 委託契約について

平成 13 年度について、委託関係の支出負担行為伺書・契約書を閲覧した結果、一部の施設を除き随意契約による契約がなされていた。随意契約を行う場合には、随意契約とする明確な理由が必要であるが、清掃業務の契約に関する伺い書では、随意契約の理由が記載されていない、理由が明確でない施設がほとんどである。また、そもそも清掃業務についてまで随意契約をする理由は薄く、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減を行っていくべきと考える。

## 2. 意見

### (1) 行政コスト計算書の作成について

監査対象施設は、市直営のもの、管理運営を財団委託しているものなど様々であり、また、1つの財団がいくつかの施設を管理しているものもある。その上、施設分析を行う上で本来計上すべき減価償却費や、市からの派遣者人件費（退職コスト含む）も施設ごとに把握されておらず、それぞれの施設でいくらのコストがかかっているのか、既存の財団決算書等の資料では正確なコストがわからなくなっている。したがって、総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書（平成13年3月）」の行政コスト計算書の作成方法に概ね準拠して、監査人が各施設の行政コストを試算することによって、コスト分析を行う基礎数値としたものである。その計算結果が、次頁の「行政コスト計算書」である。

### (2) 行政コスト計算書の見方

行政コスト計算書を作成することによって、例えば、奈良市の代表的な施設である「なら100年会館」であると1年間（13年度）に949,801千円の行政コストがかかっていることが判明する。この行政コストを入場者数209,302人で除すことによって、利用者1人当たり行政コスト4,538円が算出できる。また、行政コストからホール使用料や入場料などの受益者負担額136,712千円を差し引いた813,088千円は市税等（国県からの補助含む）の一般財源で負担していることになる。それを奈良市の人口367,284人（平成14年3月末住民基本台帳人口）で除すことによって、奈良市民1人当たり一般財源等負担額2,214円が算出できる。この金額は、なら100年会館を利用してもしなくても奈良市民が1年間に負担している金額といえることができる。

上記のような見方を行うことが出来るほかに、後記のような有効性（施設利用度）と効率性（コスト効率）の関連で各施設を比較することによって、現在の静的な施設間の分析が可能となる。

## (3) 行政コスト計算書

(単位：千円)

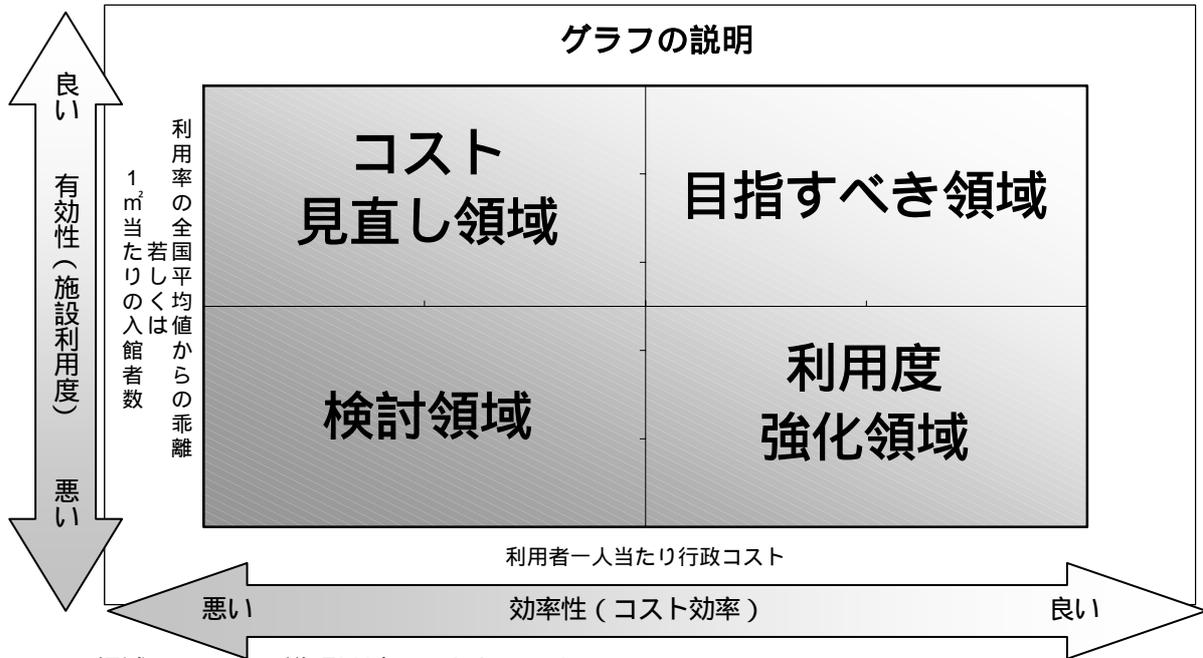
項 目	ホール施設				来館施設									埋蔵文化財 調査セン ター
	史跡文化 センター	なら 100 年会館	ならまち センター	西部会館	シルク ロード博 記念館	杉岡華邨 書道美術 館	写真 美術館	音声館	ならまち 振興館	名勝大乘 院庭園文 化館	ならまち 格子の家	なら 工藝館	なら 奈良館	
人件費（市からの派遣職員含む）	34,342	99,784	24,372	18,085	3,072	23,356	87,327	62,335	0	15,297	0	29,047	30,883	190,885
委託費	60,940	379,085	79,610	20,786	3,711	12,758	44,379	19,812	1,058	7,129	3,709	9,367	15,959	10,787
需用費	16,965	171,000	26,061	7,530	2,326	14,913	27,259	7,994	1,200	4,294	417	6,732	5,118	11,254
その他	2,291	33,943	2,383	19,003	69	3,982	16,700	11,952	184	2,659	283	6,815	22,973	11,508
<b>現金支出項目合計</b>	<b>114,538</b>	<b>683,813</b>	<b>132,427</b>	<b>65,405</b>	<b>9,178</b>	<b>55,009</b>	<b>175,665</b>	<b>102,092</b>	<b>2,442</b>	<b>29,379</b>	<b>4,409</b>	<b>51,961</b>	<b>74,933</b>	<b>224,435</b>
ならまち振興財団本部経費按分			36,593					28,211	675	8,118	1,218	14,358	0	
減価償却費（建物）	30,685	253,860	31,073	15,484	0	5,598	29,451	10,583	0	0	3,742	8,699	0	13,582
減価償却費（備品）	9,280	9,949	0	4,426	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職コスト	0	2,179	0	0	0	618	803	0	0	0	0	727	2,977	11,124
非現金支出項目合計	39,965	265,988	31,073	19,910	0	6,216	30,254	10,583	0	0	3,742	9,426	2,977	24,706
<b>行政コスト合計</b>	<b>154,502</b>	<b>949,801</b>	<b>200,093</b>	<b>85,315</b>	<b>9,178</b>	<b>61,225</b>	<b>205,919</b>	<b>140,886</b>	<b>3,117</b>	<b>37,497</b>	<b>9,369</b>	<b>75,745</b>	<b>77,910</b>	<b>249,140</b>
受益者負担額	19,586	136,712	18,954	10,909	0	9,374	38,366	1,159	0	567	0	1,803	4,017	0
<b>差引一般財源等負担額</b>	<b>134,916</b>	<b>813,089</b>	<b>181,139</b>	<b>74,406</b>	<b>9,178</b>	<b>51,851</b>	<b>167,553</b>	<b>139,727</b>	<b>3,117</b>	<b>36,930</b>	<b>9,369</b>	<b>73,942</b>	<b>73,893</b>	<b>249,140</b>
受益者負担割合	12.7%	14.4%	9.5%	12.8%	0.0%	15.3%	18.6%	0.8%	0.0%	1.5%	0.0%	2.4%	5.2%	0.0%
一般財源等負担割合	87.3%	85.6%	90.5%	87.2%	100.0%	84.7%	81.4%	99.2%	100.0%	98.5%	100.0%	97.6%	94.8%	100.0%
利用者 1 人当たり行政コスト(円)	2,397	4,538	2,985	2,638	528	4,470	3,936	1,660	156	762	110	1,608	3,557	
奈良市民 1 人当たり一般財源等負担額(円)	367	2,214	493	203	25	141	456	380	8	101	26	201	201	678

(注) 埋蔵文化財調査センターについて、他課から依頼を受けた発掘、調査等は他課で決算されているが(141,120千円)、上表では含んでいない。

#### (4) 施設ごとの分析

監査対象とした施設を、ホール施設、来館施設にわけ、それぞれの類似施設ごとに利用者1人当たり行政コストと利用率（ホール施設）、1㎡当たり入館者数（来館施設）を算出し、X軸（コスト効率）とY軸（施設利用度）とした。

それぞれの指標について、利用者1人当たりコストは、効率性（コスト効率）を表す指標とし、行政コストを利用者数で除した単位当たりコストを算出することによって、各施設のコスト効率を測定している。また、利用率（使用日数÷開館日数）の平均値からの乖離と1㎡当たり入館者数は、有効性（施設利用度）を表す指標としている。ホールについては、同規模の全国平均値と当該施設との乖離率を、来館施設については入館者数を延床面積で除した単位当たり入館者数を算出することによって、各施設の有効利用度を測定している。



領域についての説明は以下のとおりである。

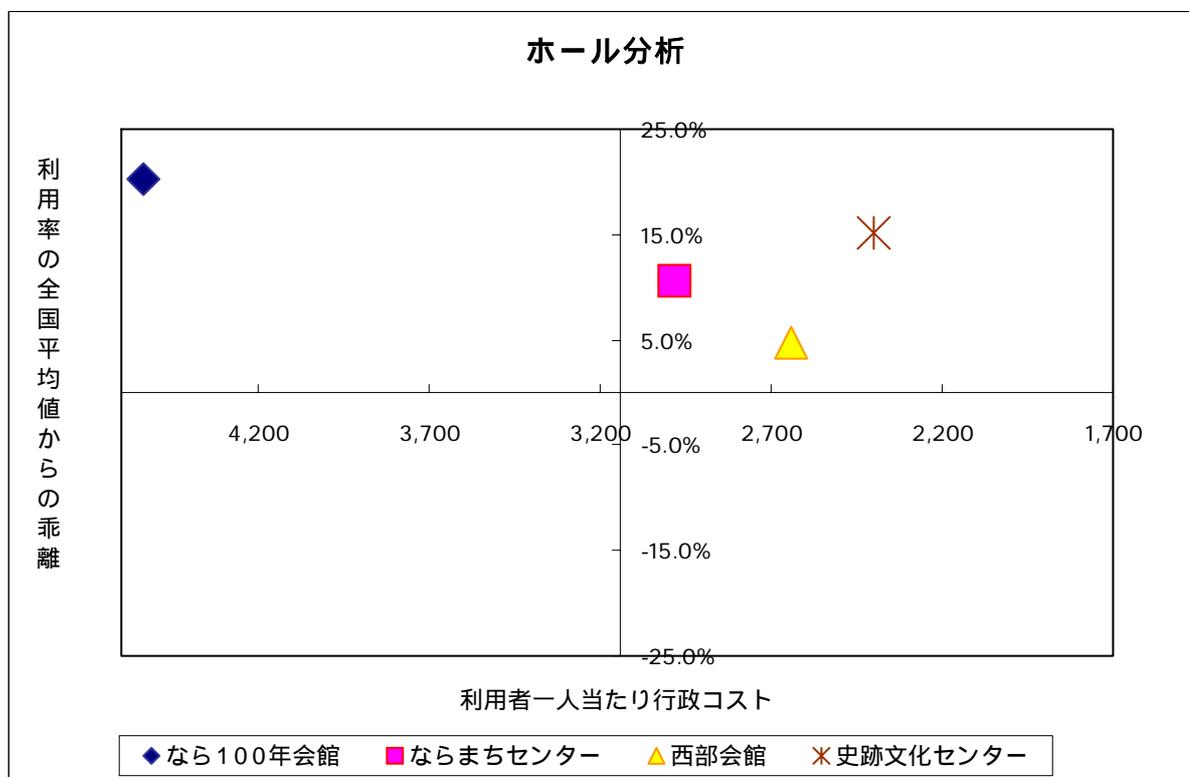
右上の領域は、「目指すべき領域」として、現状のまま継続すれば良い施設であり、他の領域の施設はこの領域を目指すべきである。「利用度強化領域」はコスト的には効率的に運営できているが、施設利用度が高くないため、施設利用者数を増やす対策が必要である。

「コスト見直し領域」は施設の利用度は高くなっているが、コスト効率が悪くなっているため、コスト削減策を検討する必要がある。「検討領域」はコスト効率も悪く、施設の有効利用度が低い施設であるため、抜本的な改革が必要である。

なお、奈良市だけの施設間比較であるため、相対的なものと捉える必要がある。

## (5) ホール施設分析

ホール施設の分析は以下のとおりである。



(注1) なら100年会館は大ホールを分析対象としている。

(注2) 西部会館は監査対象外施設であるが、比較のため掲載している。

ホールの場合、施設利用度（有効性）は全国の同種公営施設との平均利用率からの乖離状況で測定しているが、4施設全て有効性が高くなっている。一方、コスト効率については、なら100年会館のみが悪くなっているが、これは移動式客席や同時通訳など最新式の設備を導入しているため、ホール・舞台の保守費が高額となっていることや、設備が比較的新しいこともあり減価償却費負担が大きくなっていることが主因である。

その他の施設は比較的成本効率が良くなっているが、後記のようにそれぞれの施設では種々の問題が内在している。

なお、グラフ作成のための基礎数値は末尾の別紙1に記載している。

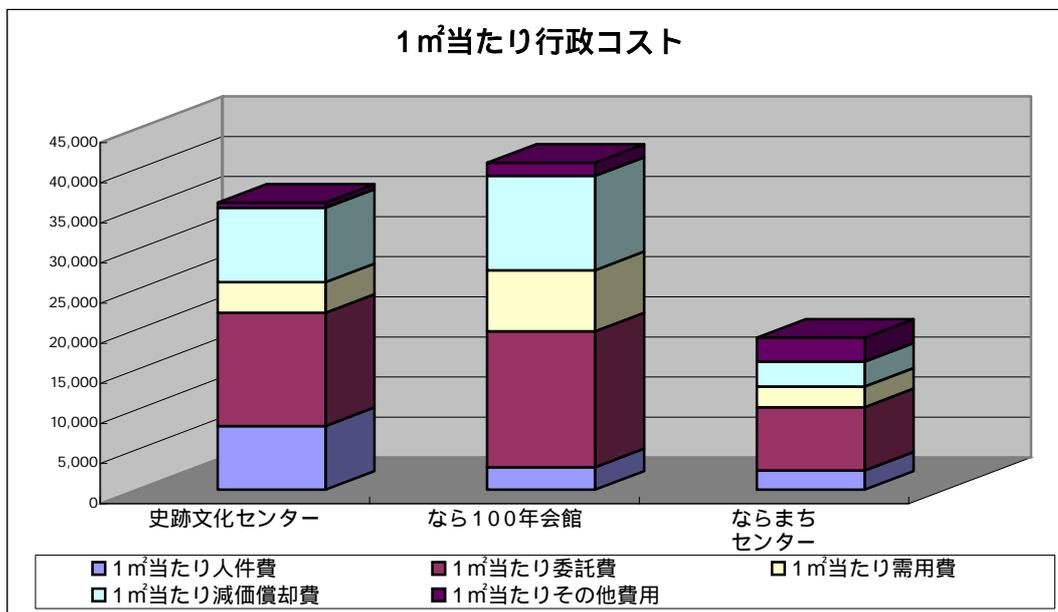
ホール施設について、奈良県の施設と比較した結果は以下のとおりである。

なら100年会館は比較施設の中で最もコストが高く、史跡文化センターは奈良県文化会館はほぼ同じ行政コストであり、ならまちセンターは後記するようなコスト構造であるため、他の施設と比べても特段に低くなっている。

	奈良市			奈良県	
	史跡文化センター	なら100年会館	ならまちセンター	奈良県文化会館	奈良県新公会堂
延床面積 (㎡)	4,316.41	22,401.90	10,097.33	17,039	9,060
行政コスト (千円)	154,502	949,801	200,093	593,129	383,647
1㎡当たり行政コスト (円/㎡)	35,794	42,398	19,816	34,810	42,345

(出所) 奈良県施設については、行政コストについては奈良県ホームページ(公の施設にかかるバランスシート・行政コスト計算書の作成について)から、延床面積についてはパンフレットから抽出している。  
 なお、奈良市で試算した行政コストには公債利子を含んでいないため、奈良県が計算した行政コストから公債利子を除き、上表に記載している。

各ホール施設について、行政コストを延床面積で除した結果は以下のとおりである。



1㎡当たりコスト

(単位: 円)

項目	史跡文化センター	なら100年会館	ならまちセンター
1㎡当たり人件費	7,956	4,454	2,414
1㎡当たり委託費	14,118	16,922	7,884
1㎡当たり需用費	3,930	7,633	2,581
1㎡当たり減価償却費	9,259	11,776	3,077

さらに、職員数をもとに1㎡当たり職員数及び1人当たり人件費を比較すると以下のようになる。

職員数に関する分析指標

項目	史跡文化センター	なら100年会館	ならまちセンター
職員数(人)	7	17	6
延床面積(㎡)	4,316.41	22,401.90	7,316.43
1人当たり延床面積(㎡/人)	617	1,318	1,219
1人当たり人件費(千円/人)	4,906	5,870	4,062

(注)ならまちセンターの延床面積は、図書館、連絡事務所部分を除いている。

#### 史跡文化センター

史跡文化センターは、1㎡当たりの行政コストがならまちセンターよりも大きくなっているが、これは、人件費、委託費、減価償却費の差が大きな原因である。

また、史跡文化センターは、3つの施設の中でも1㎡当たりの人件費が格段に高いが、これは他ホールと比較して1人当たり延床面積が狭いことが主因である。さらに、1人当たり人件費は4,906千円で、ならまちセンター4,062千円よりも高額となっており、これは比較的経験年数が高い職員が多いためである。

委託費が高額である理由として、建物自体が古く、舞台設備なども老朽化が進んでいるため建物や設備の管理、舞台・ホールの保守管理が高額となっていることがあげられる。

#### なら100年会館

なら100年会館は、3つの施設のうちに1㎡当たりの行政コストが最も高い。ならまちセンターと比較すると委託費がほぼ2倍、需用費がほぼ3倍、減価償却費がほぼ4倍となっている。

移動式客席や同時通訳など最新式の設備を導入しているため、ホール・舞台の保守費が高額であることが、1㎡当たりの委託費が高額となる大きな理由であると考えられる。また、会館自体の建設費用が高額なため、減価償却費も大きい。

さらに、なら100年会館の需用費が高いのは、施設面積が広く、光熱水費が多額となっているためである。需用費のうち光熱水費の占める割合は80%である。

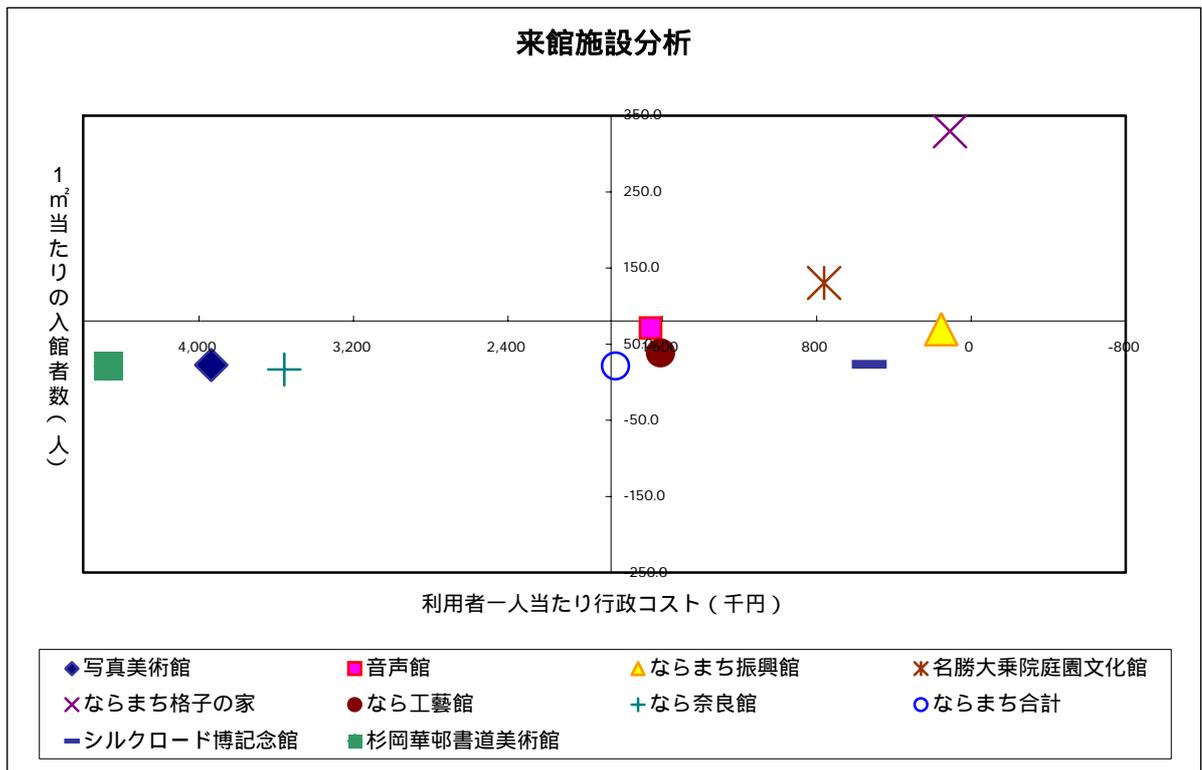
### ならまちセンター

ならまちセンターは、3つの施設のうち人件費、委託費、需用費、減価償却費（建物・備品とも）全てにおいて、1㎡当たりのコストが低くなっている。これは、自主事業もなく管理だけであるため職員数が少なく、また、ホールには大規模設備がなく、その保守費は他の2館に比べて低くなっていることが主因である。

延床面積が大きく、設備も簡易なものが中心であることから、1㎡当たりの委託費は低い。ただし、施設の規模に伴い委託費絶対額は大きいことから、ならまちセンター全体の行政コストのうち委託費割合は高くなっている。

### (6) 来館施設分析

来館施設の分析は以下のとおりである。



施設利用度、コスト効率ともに良好な施設は、ならまち格子の家と名勝大乘院庭園文化館である。これらは無料施設であり、立地的な条件からも施設利用度が高くなっているものと思われる。また、ならまち格子の家では管理運営をボランティア団体へ委託するなど、コスト削減にも努めている。

コスト効率は良好であるが施設利用度が低い施設は、ならまち振興館、シルクロード博記念館、杉岡華邨書道美術館及びなら工藝館となっている。

コスト効率も施設利用度も悪くなっているのは、音声館、写真美術館及びなら奈良館であるが、それらは文化性が高い有料施設であることや、展示品の特殊性から保存経費が高くなっているものと考えられる。総じて有料施設のポジションが悪くなっているのが来館施設分析を行ったうえで判明した特徴である。

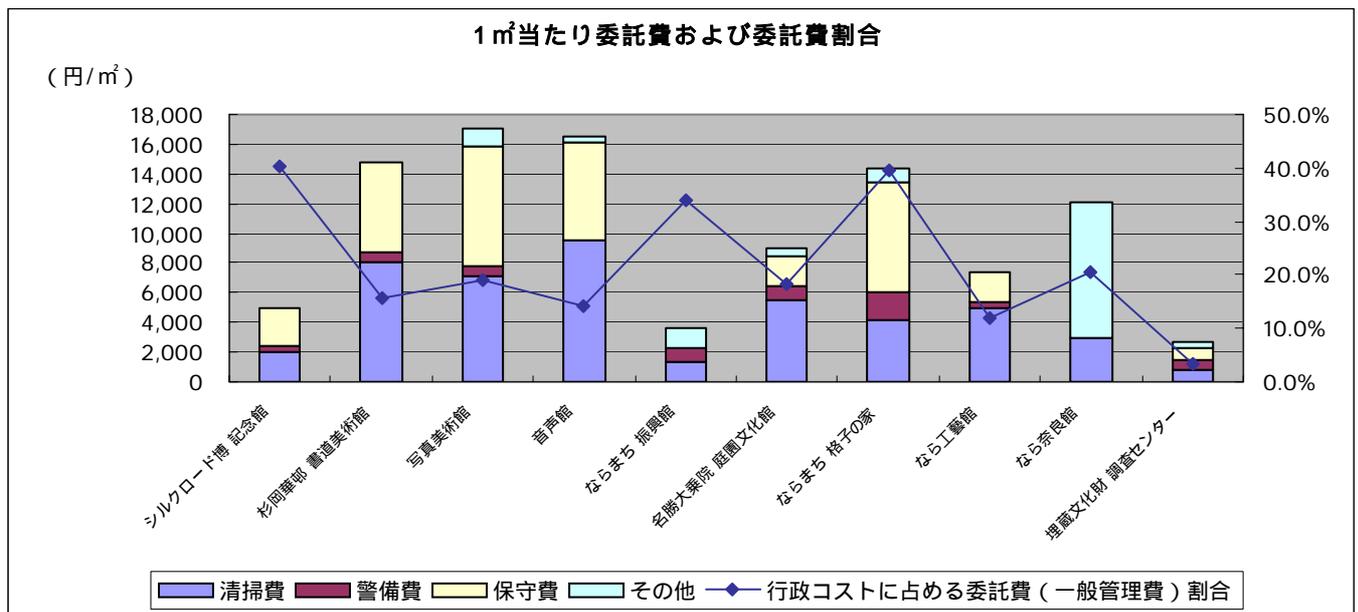
なお、グラフ作成のための基礎数値は末尾の別紙 1 に記載している。

各施設の行政コスト合計に占める費用内訳の割合は以下のとおりである。

	シルクロード博記念館	杉岡華邨書道美術館	写真美術館	音声館	ならまち振興館	名勝大乗院庭園文化館	ならまち格子の家	なら工藝館	なら奈良館	埋蔵文化財調査センター
人件費	33.5%	38.1%	42.4%	44.2%	0.0%	40.8%	0.0%	38.3%	39.6%	76.6%
委託費	40.4%	20.8%	21.6%	14.1%	33.9%	19.0%	39.6%	12.4%	20.5%	4.3%
需用費	25.3%	24.4%	13.2%	5.7%	38.5%	11.5%	4.5%	8.9%	6.6%	4.5%
その他	0.8%	6.5%	8.1%	8.5%	5.9%	7.1%	3.0%	9.0%	29.5%	4.6%
<b>現金支出項目合計</b>	<b>100%</b>	<b>90%</b>	<b>85%</b>	<b>72%</b>	<b>78%</b>	<b>78%</b>	<b>47%</b>	<b>69%</b>	<b>96%</b>	<b>90%</b>
ならまち振興財団本部経費按分	0%	0%	0%	20%	22%	22%	13%	19%	0%	0%
減価償却費（建物）	0.0%	9.1%	14.3%	7.5%	0.0%	0.0%	39.9%	11.5%	0.0%	5.5%
減価償却費（備品）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
退職コスト	0.0%	1.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	3.8%	4.5%
非現金支出項目合計	0.0%	10.2%	14.7%	7.5%	0.0%	0.0%	39.9%	12.4%	3.8%	9.9%
<b>行政コスト合計</b>	<b>100%</b>									
受益者負担額	0.0%	15.3%	18.6%	0.8%	0.0%	1.5%	0.0%	2.4%	5.2%	0.0%
<b>差引一般財源等負担額</b>	<b>100%</b>	<b>85%</b>	<b>81%</b>	<b>99%</b>	<b>100%</b>	<b>98%</b>	<b>100%</b>	<b>98%</b>	<b>95%</b>	<b>100%</b>

上表より、発掘調査などで人手を要する埋蔵文化財センターは別にして、職員配置がなされている施設は概ね 33% から 45% の人件費比率となっている。また、施設を市で所有している施設は減価償却費負担が多く、特にならまち格子の家や写真美術館ではその割合が高くなっている。ただし、市所有でなくても、耐用年数到来後に要する改修費については上記計算には織り込んでいないが、改修時の市の負担責任の有無を勘案しつつ留意を要する経費である。委託費については、各施設ごとに様々な委託形態があるが、施設の性質に応じて増減はあるものの、概ね約 12% から 40% の委託費割合となっている。

以下では委託費に焦点を絞って、各施設ごとのコスト分析を行うこととする。



(単位：千円)

項目	シルクロード博記念館	杉岡華邸 書道美術館	写真美術館	音声館	ならまち 振興館	名勝大乗院 庭園文化館	ならまち 格子の家	なら工藝館	なら奈良館 (注1)	埋蔵文化財 調査センター	平均値
行政コスト	9,178	61,225	205,919	140,886	3,117	37,497	9,369	75,745	77,910	249,140	-
施設維持に関する委託費(注3)	3,711	9,649	39,455	19,812	1,058	6,893	3,709	9,107	15,959	8,312	-
行政コストに占める上記委託費割合	40.4%	15.8%	19.2%	14.1%	33.9%	18.4%	39.6%	12.0%	20.5%	3.3%	21.7%
1㎡当たり清掃費	1,961	8,013	7,077	9,472	1,327	5,445	4,165	5,005	3,010	814	4,629
1㎡当たり警備費	501	676	769	125	923	1,010	1,938	302	0	598	684
1㎡当たり保守費	2,481	6,032	7,995	6,458	0	2,056	7,389	2,072	0	900	3,538
1㎡当たりその他	43	66	1,210	525	1,422	519	918	20	9,016	408	1,415
1㎡当たり委託費計	4,985	14,787	17,051	16,581	3,673	9,030	14,410	7,399	12,026	2,719	10,266

(注1) なら奈良館は警備費を含んだビル賃借契約を締結しているため、委託費では警備費はゼロとなっている。

(注2) 対象面積を勘案し、名勝大乗院庭園文化館の清掃費は敷地面積、それ以外は延床面積で算出している。

(注3) 上記の委託費は、自主事業など施設維持に関係ないものは除き、施設維持に関する委託費のみとしている。

### シルクロード博記念館

展示のみで特別な設備もないので1㎡当たりの委託費は低い。ただし、施設の規模そのものが小さいため行政コストに占める委託費割合は高くなっている。

#### 杉岡華邨書道美術館

作品の保存のため常時温度や湿度を管理する必要があり、空調機器の保守点検費が高くなっている。また、1㎡当たり清掃費が比較的高くなっている。

#### 写真美術館

写真の性質上、常時温度管理を行う必要があり、空調機器の保守点検費が高くなっている。また、ハイビジョンギャラリーを有しており、当該設備の保守点検及び機器オーバーホール費が高んでいる。1㎡当たり清掃費が比較的高くなっている。

#### 音声館

行政コストが高くなっているため委託費割合は低いが、施設の性質上、ホール・舞台や音響関係の保守点検費が高くなっており、1㎡当たりの清掃費は最も高くなっている。

#### ならまち振興館

特段の設備機器・ホール等を持たないため、委託費は低い水準となっている。ただし、振興館自体の職員がいないことなどにより行政コストが非常に少額であり、それにより委託費割合は高くなっている。

#### 名勝大乘院庭園文化館

委託費割合は比較的低いが、1㎡当たり清掃費はやや高くなっている。

#### ならまち格子の家

施設の監視・日常清掃等を一括して地元の「ならまち格子の家愛好会」に委託しており、地元が誇れる施設との認識をもってもらい、かつ、観光客への迅速な対応を図ることを主眼においており、1㎡当たりの金額・割合ともに委託費は高くなっている。

#### なら工芸館

舞台もなく設備機器も少ないことから1㎡当たりの委託費は低い。また、人件費や減価償却費負担等の影響で委託費割合が相対的に低くなっている。

### なら奈良館

奈良市観光協会への委託費、つまり、職員 3 名の給料等、社会保険料などの事業主負担分などが大きい。

### 埋蔵文化財調査センター

施設規模に比して保守点検を要する設備が少ないことから、1 m<sup>2</sup>当たりの委託費は低い。また、発掘作業等の業務は労働集約的であるため、人件費割合が非常に高く、その反面、委託費割合は低くなっている。

上記のように、各施設ごとに抱える事情は様々であるが、委託費について1 m<sup>2</sup>当たり清掃費を算定した結果、施設間でアンバランスとなっており施設間では整合性がとれていない。例えば、延床面積当たり清掃費については、以下のような検討結果となった。下表から音声館は工藝館とほぼ同規模の施設であるにも拘わらず、1.9倍となっていることなどが判明する。

【各施設の延床面積当たり清掃費及び清掃委託先】

清掃委託先	施設名	1 m <sup>2</sup> 当たり清掃費(円)
A 協同組合	なら100年会館	3,924
	ならまちセンター	2,891
	音声館	9,472
	名勝大乘院庭園文化館	5,445
市出資 B 公社	史跡文化センター	3,387
	写真美術館	7,077
	ならまち振興館	1,327
	ならまち格子の家	4,165
民間企業 C	杉岡華邨書道美術館	8,013
民間企業 D	なら工藝館	5,005
民間企業 E	埋蔵文化財調査センター	814

(注) 上記契約については全て随意契約である。

音声館、杉岡華邨書道美術館、写真美術館は施設の性質上、比較的高くなっているものと考えられるが、上表のように、同じ委託先でも1 m<sup>2</sup>当たり清掃費で比較すると施設ごとにまちまちな状況がわかる。清掃業務は施設が違って業務内容が特段変わるとも思えず、対象

面積に比例して清掃委託費も増減するものと考えられることから、他の施設と比較を行いながら清掃委託内容についての見直し検討を行うことが望ましい。

また、A 協同組合の委託内容は、設備管理業務、害虫駆除業務、ガス冷温水器保守点検業務等と合わせて委託していることが特徴であるが、同組合の見積書には清掃業務総額の 80 から 90% が「日常清掃」とされており、一括して契約するほど業務内容に明らかな差異があるとは考えにくい。したがって、上記分析においても建物総合管理業務全体で随意契約を行うのではなく清掃業務は分離すべきと考えられる。

各施設長は月 1 回会合を開催しているが、そこではイベント内容を中心に意見交換をしているようである。しかし、経営的な視点から、上記のようなコスト分析や後記する施設有効性を高めるような内容の話し合いを十分に行うことが望まれる。

#### (7) 組織機構・運営方法の見直し

監査対象施設に関する所管課及び出資法人は以下のとおりである。 (単位：千円)

所管課室	施設名	管理運営出資法人	平成 13 年度委託料
企画部 文化振興課	史跡文化センター	(財)奈良市文化振興センター	91,341
	なら 100 年会館		513,781
	シルクロード博記念館		9,178
	杉岡華邨書道美術館	(財)杉岡華邨書道美術財団	43,086
	写真美術館	(財)入江泰・記念写真美術財団	157,545
	音声館	(財)ならまち振興財団	90,139
	ならまち振興館		2,442
	名勝大乘院庭園文化館		26,853
経済部 観光課	ならまち格子の家		4,417
経済部 商工労政課	なら工藝館		35,368
(教)社会教育部 社会教育課	ならまちセンター		132,427
経済部 世界遺産室	なら奈良館	(市直営)	-
(教)社会教育部 文化財課	埋蔵文化財調査センター	(市直営)	-
委託料合計			1,106,577

(注) 平成 13 年度委託料には市受託事業及び補助金支出は含めず一般管理に関する委託料のみとした。

監査対象とした施設は上表のとおり 6 つの課室、4 つの財団で管理運営されているが、前記したような施設利用度やコスト効率の観点による施設ごとの分析を含め、施設の存在意義、目的を勘案しながら所管課の見直し、管理運営出資法人の統廃合の検討が必要と考える。

同じ目的で建設した施設について、違う課室が管轄し、管理運営財団も異なるということは、一般管理経費が増大し、効果的、効率的な行政運営ができにくく、かつ、文化若しくは

観光の大きな視点から見ると統一的なイベント開催や行事なども実施しにくくなる。その上、所管課室の見直しや管理運営出資財団の統廃合を行うことによって、現在、市から財団に支出されている1,107百万円の委託料の削減が可能になると考えられる。

(8) ならまちの一体的運営と奈良市の役割

平成4年1月に策定された「ならまち賑わい構想」では、ならまちのまちづくりにおいて、ならまちの誇りある歴史・文化・伝統を継承しつつ、住み、暮らしやすい魅力的で活力のある明日のならまちを市民がつくり上げていくため、「住環境の整備」「新しい文化の創造」「観光振興と地域産業の活性化」の3つの基本方針が一体となって、ならまちに住み、働く人々がいきいきと生活や経済的活動を行う中で、にぎわいがあり、来訪する人々とのふれあいのあるならまちを目指す、とある。

ならまちの町並みは、奈良市都市景観条例にもとづいて景観形成地区の指定がなされた1994年以降、歴史的な資産を再生・活用することで保存しながら、ならまちの景観に適合した施設を整備することで、よりいっそう魅力的なものとなってきた。しかし、ならまち一体となったPR不足や有料施設の共通入場券の未検討などの現状を鑑みるに、ならまちという地域全体を視野に入れた運営がなされているとはいえない。市はパンフレットを作成したり、振興財団主催でイベントを実施してはいるが、ならまち全体の振興のための施策は行われていない。

ならまちという地域全体を一体としてとらえるのであれば、まず、そこにある施設を有機的につなげる必要がある。たとえば、ならまちには、次のような主な施設がある。

市の施設	民間施設
ならまち格子の家、ならまち振興館、音声館、名勝大乘院庭園文化館、杉岡華邨書道美術館、写真美術館、なら工芸館、ならまちセンター、奈良市史料保存館、マーチャントシードセンター	奈良町資料館、奈良オリエント館、時の資料館、今昔工芸美術館、奈良町物語館、ふとんの資料館、藤岡家住宅、今西家書院

これらひとつひとつが独自性を有し魅力的な施設であることも重要だが、各施設にリンクしている「ならまちホームページ」の開設、なら奈良館を含めた有料施設の共通入場券の発行、各施設を巡るスタンプラリーの実施など、地域と密着しながらならまち全体を活性化させる方法を考えていく必要がある。

さらに、各施設をつなげ、ならまち一体となった運営をすすめていくにあたっては、ならまちで活動する多種多様な組織の連携が必要となる。今日、ならまちでは次のような組織が活動している。

行政関係	地縁組織関係	NPO関係
奈良市 ならまち振興財団	自治会、地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員会協議会、地区万年青年クラブ連合会、PTAなど	社団法人奈良まちづくりセンター、奈良町座、ならまちわらべうたフェスタ実行委員会、なら・町家研究会、奈良市国際交流ボランティア協会、特定非営利活動法人NPO政策研究所、特定非営利活動法人さんが俵座、特定非営利活動法人ならボランティアプロダクション

地縁組織やNPOなどの多くの組織がまとまってならまちの運営を進めていくためには、市がリーダーシップを発揮し、各種の調整を行うことが不可欠である。

いずれにしても市はならまちへの来訪者数の把握や、施設間の回遊率なども測定して現状分析を行い、ならまちの住民や観光客のニーズを調査し、その上で各施設や組織と協力してならまちの一体的な運営を進めていくべきと考える。

「(5)組織機構・運営方法の見直し」で記述のとおり、ならまちに存在する市の施設は5つの課室が所管となっており、ならまちという単位で見ると組織上一体的な運営ができにくくなっている。文化振興施策を重視するのであれば、全ての施設について文化振興課が所管すべきであるし、観光施策を重視するのであれば、観光課が所管すべきである。また、「ならまち格子の家」、「なら工芸館」、「ならまちセンター」及び「なら奈良館」は文化振興課が所管していないことから、文化振興施策以外を重視していると考え、監査を実施した限りにおいては、他の施設と特設施設の存在意義や目的が異なるとは思えない。それに付随して、管理運営出資法人についても4つの財団にわかれているが、所管課の再検討と合わせて統廃合を検討すべきである。

#### (9) 事業計画段階での検討及びその後の実態分析

一般的に、民間企業が新規事業を立ち上げる際には、自社を取巻く環境分析を実施している。すなわち、自社の環境把握は現状分析であり、自社のコア部分を生かし、逆に弱点に対していかに対応していくか、事前の十分な検討が求められる。次に、自社の外部環境を検討することになるが、通常は市場のニーズを正当化するマクロ環境分析、業界や市場分析へと続き、事業コンセプトを決定し、以上の分析を踏まえて、事業採算性を検討している。

今回の監査対象とした文化施設は文化の振興という大命題があるため、上記の考え方は馴染まない部分もあるが、巨費を投じる施設については、事前の周到な検討が必要と考える。計画段階で市場分析や需要予測を実施している施設もあるが、来館者数の見積りなどは概ね甘い需要予測となっている。また、建設後の減価償却費を含めたランニングコストに関する検討はほとんど行われていない。大規模な施設は建設すれば終わりではなく、減価償却費を含めた建設後のランニングコストや耐用年数到来時の建替えなど、施設のライフサイクルを考えた長期的な計画が重要である。そして、建設後には、計画段階で策定した様々な市場分析値や需要予測値と毎年の実績値を比較し、中間評価的に数値の分析を行う必要があると考える。それによって、当該施設のあり方や運営方法を見直すきっかけになるからである。

#### (10) ホール冷暖房設備使用料の適正化

ホールを有する冷暖房施設に関する使用料は平日と土・日・祝日で異なっている。しかし、冷暖房料金は平日でも土・日・祝日でも料金均一であるべきであり、不合理となっている。これは、奈良市条例で施設及び使用料の料金表が掲載されているが、その備考において「ホールの冷暖房施設の使用料は「入場料等を徴収しない場合」の使用料の100分の20に相当する額とする」とあり、平日と土・日・祝日の異なった施設使用料に一定率が乗じられることに起因する。冷暖房施設使用料は曜日にかかわらず定額とすべきである。

#### (11) 金種表の作成

各施設では所有現金を毎日実査しているが、紙幣、硬貨の種類ごとの明細表である金種表を作成していない。日々の現金管理は不正を未然に防ぐためにも重要であり、残高を正確に把握しておくためにも、金種表を作成すべきである。

### 第3. 各施設の概要、監査結果及び意見

#### 1. 史跡文化センター

##### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	市民の文化の向上と福祉の増進を図るため
設置根拠条例	奈良市史跡文化センター条例
開館年月日	昭和57年3月15日
施設設備	ホール(800人) 楽屋4室、リハーサル室2室、 会議室(16人) 展示ロビー
敷地面積	7,247.69 m <sup>2</sup>
延床面積	4,316.41 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	常勤7名(うち、シルクロード博記念館1名兼任、嘱託員2名)
管理方式(財団委託・市直営別)	財団法人奈良市文化振興センターに委託 (企画部文化振興課所管)
使用料	ホール(平日) 12,000円～132,000円 (土・日・祝日) 14,400円～158,400円 リハーサル室 2,400円～4,300円 楽屋 1,200円～2,800円 会議室 2,400円～6,000円 展示ロビー 2,400円～9,600円

##### (2) 利用状況

項目		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数(人)		110,286	99,031	83,222	76,482	64,448
ホール	利用者数(人)	93,813	86,321	72,349	64,369	55,094
	利用率	71.0%	69.3%	56.6%	52.7%	43.0%
会議室	利用者数(人)	1,090	1,209	850	705	816
	利用率	27.2%	28.7%	20.2%	18.5%	17.3%
展示ロビー	利用者数(人)	12,628	8,731	7,358	8,684	6,079
	利用率	34.0%	36.8%	22.2%	26.3%	20.0%
リハーサル室	利用者数(人)	2,755	2,770	2,665	2,724	2,459
	利用率	40.5%	38.2%	39.7%	56.2%	61.4%

(注) 利用率 = 使用日数 ÷ 開館日数

### (3) 監査の結果

#### 備品管理の適正化

史跡文化センターが使用している備品はほとんどが市の財産であり、市からの管理委託契約に基づいて財団が管理している。開館が昭和57年度でありかなり古い備品が残っているということもあり、添付すべき備品シールが剥がれているものがある。また、備品に関するリストもなく、購入時の伝票綴りを控えとして残しているのみであり、財団では特に棚卸しも行ってない。監査人が伝票綴りと現物とを照合したところ、一部、音響設備について現物にシールはあるものの、伝票綴りに綴じられていないものがあった。備品管理を行うには、備品一覧表を作成しておくべきであり、奈良市文化施設管理委託契約第6条の善良なる管理者の注意義務違反となっている。

史跡文化センターが使用している備品は市の備品であるため、市の会計規則に従うことになるが、財団使用の備品についての取扱いが明確ではない。

まず、市の会計規則に、財団使用の備品の取扱いについて定める必要がある。財団に管理運営を委託しているが備品の管理責任は文化振興課にあるため、財団に毎年度末に備品の棚卸しを行わせ、できれば文化振興課から立会人を派遣することを規定する必要がある。棚卸しを行った結果については、市への報告義務を課するような取扱いが必要である。

その他に、史跡文化センターが所有するワープロで廃棄すべきものもあり、また、財団規程では毎事業年度末に現物照合を実施することになっているが実施されていない。

### (4) 意見

#### 自主事業公演に関する市からの補助金

市からの補助金支出がある自主事業について、補助金が特に多額なものについてリスト

アップして状況を聴取した。

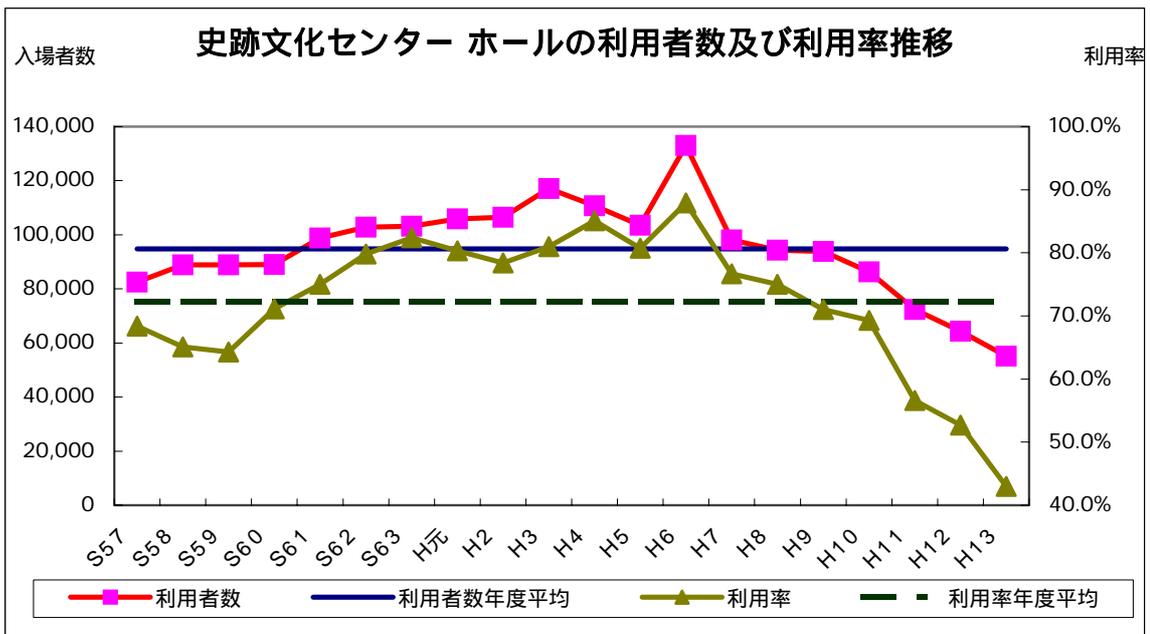
事業名	公演日時	入場料金	市からの補助金額	入場券販売率	販売率の説明
夏休み子ども映画会	H13/8/5(日)	無料	562千円	85.1% (有効座席数 1,464席、入場者数 1,246席)	当該映画会を楽しみにしている方が多く、抽選当選数に比して申し込みは毎年1.5倍ほどある。しかし、無料のため、当選しても当日来ない方がおり、入場率が低くなっている。
南こうせつコンサート	H13/11/11(日)	5,000円	844千円	98.5% (有効座席数 757席、販売数 746席)	アーティストの知名度からして有効座席数が少なく、出演料も高いため収支が合わなくなっている。
ウィーン交響楽団	H14/1/6(日)	4,000円	1,655千円	75.0% (有効座席数 719席、販売数 539席)	毎年同じ楽団を招聘しており、過年度は100%近い販売率であったが、12年度は86.8%、13年度はさらに落ち込んでいる。

夏休み子ども映画会は毎年恒例化しており、市民の間で定着しているものである。しかし、なら100年会館で開催している子ども人形劇が有料であることや、当選しても当日来ない方もいるため、より多くの方に見てもらおうという趣旨から、有料化すべきものと考ええる。

南こうせつコンサートは、史跡文化センターのキャパシティの問題から、市から補助金が支出されているものである。出演料がかなり高額であるため、減価償却費負担前の事業費で計算すると、入場料金を6,000円以上にしないと収支が合わない計算となる。公共性がある事業であり、入場料金の値上げは行わないとのことであるため、このような集客力がある事業については、奈良市全体のバランスで考えると、なら100年会館に移すべきものと思われる。

ウィーン交響楽団は11年度までは100%近い販売率であったが、12年度、13年度は過去の販売率からすると、かなり低くなっている。12年度から500円値上げした影響が大きいと思われるが、仮に販売率が100%になったとしても、減価償却費負担前の収支が合わない。したがって、値段設定を勘案しながら、入場者数が多くなるなら100年会館への移管を検討すべき事業と考えられる。

#### 施設の利用率向上について



史跡文化センターは昭和57年度に建設され、当時は奈良市内の文化施設といえば県文化会館だけであった。平成6年度までは順調に利用者数も増加し、利用率も上昇していたが、それをピークに今では年々、数値が低下している。平成10年度にはなら100年会館、平成13年度には奈良市西部会館（学園前ホール）や大和郡山市のやまと郡山城ホールが建設されたことにより、さらに低下が加速している。

また、史跡文化センターは、駐車場のキャパシティが小さいことや、1階に史跡があり建物が高床式になっている関係上、3階ホールへの搬出入に不便となっていること、築20年経過していることなどより、利用者のニーズを満たしにくい設備になっているという問題が存在している。

このような状況のもと、今後は、高校や大学の公演会、企業の研修講演、小学校の歴史学習ルートなどのPRを行う方針とのことであり、その効果が期待される。しかし、コスト計算にあるように、史跡文化センターを運営していけば毎年155百万円のコスト、また、135百万円の一般財源等負担額が生じることとなり、今後の運営についてはそれらも勘案しながら検討する必要がある。

#### 冷暖房施設の使用料の適正化

冷暖房施設使用料が平日と土・日・祝日で異なっている。例えば、ホールの全席使用で入場料等を徴収しない場合の全日使用では、平日が13,200円に対し、土・日・祝日は15,840円となっている。しかし、冷暖房料金は平日でも土・日・祝日も料金均一であるべきであり、不合理となっている。

これは、奈良市史跡文化センター条例に掲載されている「施設及びその使用料の料金表」の備考において「ホールの冷暖房施設の使用料は「入場料等を徴収しない場合」の使用料の100分の20に相当する額とする。」と使用料の一定率が乗じられることに起因する。冷暖房施設使用料は曜日にかかわらず定額とすべきである。

## 2. なら100年会館

### (1) 施設の概要

項目	内容																
設置目的	奈良市制100周年を記念して、市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため																
設置根拠条例	なら100年会館条例																
開館年月日	平成11年2月1日																
施設設備	大ホール(1,692人)、中ホール(434人)、小ホール、楽屋12室、控室4室、客席事務室、衣装室、託児室、スタッフ室、メーカーシップ室、会議室、喫茶ラウンジ																
敷地面積	16,061.76 m <sup>2</sup>																
延床面積	22,401.90 m <sup>2</sup>																
平成13年度末職員数	常勤17名(うち嘱託員3名、市出向者3名)																
管理方式(財団委託・市直営別)	財団法人奈良市文化振興センターに委託 (企画部文化振興課所管)																
使用料	<table border="0"> <tr> <td>大ホール(平日)</td> <td>32,000円～476,000円</td> </tr> <tr> <td>(土・日・祝日)</td> <td>38,000円～572,000円</td> </tr> <tr> <td>中ホール(平日)</td> <td>27,000円～236,000円</td> </tr> <tr> <td>(土・日・祝日)</td> <td>32,000円～284,000円</td> </tr> <tr> <td>小ホール(平日)</td> <td>2,900円～25,800円</td> </tr> <tr> <td>(土・日・祝日)</td> <td>3,500円～31,200円</td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td>900円～8,400円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>2,100円～9,400円</td> </tr> </table>	大ホール(平日)	32,000円～476,000円	(土・日・祝日)	38,000円～572,000円	中ホール(平日)	27,000円～236,000円	(土・日・祝日)	32,000円～284,000円	小ホール(平日)	2,900円～25,800円	(土・日・祝日)	3,500円～31,200円	楽屋	900円～8,400円	会議室	2,100円～9,400円
大ホール(平日)	32,000円～476,000円																
(土・日・祝日)	38,000円～572,000円																
中ホール(平日)	27,000円～236,000円																
(土・日・祝日)	32,000円～284,000円																
小ホール(平日)	2,900円～25,800円																
(土・日・祝日)	3,500円～31,200円																
楽屋	900円～8,400円																
会議室	2,100円～9,400円																

### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
入場者数(人)		70,105	209,512	223,441	209,302	
大ホール	利用者数(人)		58,510	157,481	154,803	132,319
	利用率		75.6%	66.3%	64.5%	60.3%
中ホール	利用者数(人)		10,255	40,786	39,062	34,827
	利用率		70.2%	58.0%	57.6%	50.5%
小ホール	利用者数(人)		1,220	10,185	10,440	11,277
	利用率		58.0%	58.1%	64.0%	70.6%

(注1) 利用率 = 使用日数 ÷ 開館日数

(注2) 上記内訳のほか、会議室や見学者による利用者数があるため入場者数推移人数と内訳合計が合致しない

### (3) 監査の結果

#### 備品管理の適正化

なら100年会館が使用している備品はほとんどが市の財産であり、市からの管理委託契約に基づいて財団が管理している。財団は9月に棚卸を実施しているが、備品管理担当者の個人リストに基づいて行われており、財団としてのリストが利用されておらず、適正に管理しているとはいえないところから、奈良市文化施設管理委託契約第6条の善良なる管理者の注意義務違反となっている。なら100年会館が使用している備品は市の備品であるため、市の会計規則に従うことになるが、財団使用の備品についての取扱いが明確に規定されていないことにも起因する。

まず、市の会計規則に、財団使用の備品の取扱いについて定める必要がある。財団に管理運営を委託しているが備品の管理責任は文化振興課にあるため、財団に毎年度末に備品の棚卸しを行わせ、できれば文化振興課から立会人を派遣することを規程する必要がある。棚卸しを行った結果については、市への報告義務を課すような取扱いが必要である。

また、財団側では、備品リストを適正に作成する必要がある。現在もリストは作成しているが全てを網羅したものではない。また、なら100年会館には多くの倉庫が存在するため、備品リストには保管場所の情報があればより有効に活用できる。

#### 自主事業に関するチケット販売の団体割引制度の適正な運用

団体割引制度について明確な根拠がないにも拘わらず、販売率向上のため、平成13年度では46の団体に対し、2,900枚のチケットを割引販売しており、販売金額10,893千円に対して2,233千円の割引金額となっている(割引率は20.5%)。本来は正規の販売金額で販売すべきであるが、館長の裁量に基づいて、自主事業開始間近になると団体割引が行われている。割引率もまちまちとなっており、10%から最大60%までの割引を行っているものもある。なお、これにはローソン、ぴあ、JCB及びコープに対する販売手数料に関するものは除いている。

開館当初の受付事務処理マニュアルによると、「自主事業の団体割引については、30人以上は10%引きとする」となっているが、現在ではマニュアルとしての機能を果たしていないと考えられる。また、もし適用していたとしても30人未満でも販売しているも

のは23件、291枚、割引額117千円、また、10%以上の割引販売は11件、1,306枚、割引額1,543千円となっており、公平性の観点からも不相当である。

割引形態は、団体割引、出演者割引、チケット取扱者割引の3種類であり、それぞれごとに取扱いを明確に定めるとともに、適正な運用を行うべきである。

#### 一括委託契約の分離による競争原理の醸成

設備等の保守点検や設備運転管理業務、清掃管理委託業務など、152,456千円で一括して協同組合に発注しているが、契約時の伺い書では随意契約の理由として「なら100年会館は特殊な建物であり、技術経験を積むことによってよりスムーズな業務が可能となり、毎年業者が変わるのは引継等に馴れるのに時間がかかるため」というものとなっている。しかし、清掃業務までこの理由に当てはまるとは思えず、また、競争原理を働かせるためにも、委託契約をより細かく区分すべきである。

なら100年会館はより複雑かつ大規模な設備となっているため、舞台・照明等関係の電気、空調、昇降機保守点検などは、保守スケジュールの立案上、ひとつの委託先に発注したほうが効率的と考えられるが、清掃管理業務委託66,731千円は一括契約から分離できるものと考えられるため、分離して指名競争入札による業者決定を行うべきである。

#### 植栽管理の委託契約一括発注

上記とは対照的に、植栽管理委託契約は、東、西南、西北エリアごとに、それぞれ1,300千円、1,212千円、1,218千円、合計3,731千円と3つの業者と委託契約を締結している。しかし、植栽管理委託契約の内容からしても、一括して同じ業者に発注したほうがより効率的と考えられるため、全エリアを対象として委託契約を締結すべきである。

#### 保守点検業務の完了届の入手

電気設備、空調換気、給排水衛生など各種保守点検業務を委託しているが、委託業務にかかる完了届が入手できていない。委託契約終結の確認の意味でも、少なくとも年度末には完了届を入手すべきである。

(4) 意見

自主事業公演に関する市からの補助金

市からの補助金支出がある自主事業について、補助金が特に多額なものについてリスト

アップして状況を聴取した。

事業名	公演日時	入場料金	市からの補助金額	入場券販売率	販売率の説明
和泉元彌 狂言の世界	H13/5/5(土) 17時開演	S席 5000円 A席 4000円 B席 3000円 ジーンズ席 1500円	1,271千円	66.3% (有効座席数 1450席、販売 座席数 962席)	当日は橿原市でも13時から和泉元彌公演があり、無料であったため、なら100年会館では販売がかなり低迷した。
リチャード・ クレイダーマン JAPAN TOUR 2001	H13/5/25(金) 19時開演	S席 6000円  ジーンズ席 1500円	3,604千円	80.2% (有効座席数 1466席、販売 座席数 1176 席)	出演委託料が8,878千円と高額になったため、入場料金も6,000円と高い設定になってしまった。したがって、20%近くの販売ができなかった。
オペラ「セビ リアの理髪 師」	H13/10/6(土) 16:30開演	S席 9000円 A席 7000円 ジーンズ席 3000円	5,063千円	74.1% (有効座席数 1203席、販売 座席数 892席)	世界レベルの文化芸術的公演を毎年1本は行うという方針のもと開催されたもの。しかし、出演委託料が10,736千円と高く、料金も高く設定したため、販売率は伸び悩んだ。
ミュンヘン交 響楽団	H13/11/1(木) 19時開演	S席 5000円 A席 4000円 B席 3000円 ジーンズ席 1500円	2,113千円	76.0% (有効座席数 1402席、販売 座席数 1066 席)	奈良新聞の協力のもと新聞でも数回取り上げられたこともあり、クラシックとしては上々の販売率となっている。
中島啓江と 10万馬力の 音楽会	H13/12/21(金) 18:30開演	S席 2400円 A席 1800円	2,634千円	48.2% (有効座席数 1308席、販売 座席数 631席)	大阪教育大学附属池田小学校を招待するために開催した音楽会である。9月に案内状を出したが12月初旬に不参加の通知をもらい、結局それを穴埋めすることができなかった。
筑紫哲也 講演会	H14/2/10(日) 14時開演	無料	1,654千円	入場者数 1454人、入場券当選者数 1837人 入場率 79.2%	奈良市の中核市移行を記念して開催した講演会。無料のため当日欠席者が多く入場率は低い。

「和泉元彌狂言の世界」の入場券販売率の低さは全国で問題となったバッティング問題に関係するものと財団では考えている。同日の橿原市の無料公演が無ければもっと販売率が改善したと思われる。もし、残席488席が売れたとすれば、全てB席としても、488席×3,000円=1,464千円となり、補助金1,271千円は支出せずに済んだものと考えられる。

「リチャードクレイダーマン」については、高い委託料により料金設定が高くなってしまったため販売率も低かったものと財団では考えているが、6月18日に開催された「TUBE LIVE AROUND 2001」ではほぼ同様の委託料であるにも拘わらず、100%の販売率となっており、補助金支出もゼロである。ポスター100部、チラシ20,000部と通常より多く作成しているにも拘わらず、完売できなかったのは、販売努力が足りなかったことも否めないのではないかと考えられる。

オペラやミュンヘン交響楽団については、文化振興を目的とする公演であるため、ある程度の補助金支出は止むを得ないと考えられる。

「中島啓江と10万馬力の音楽会」について、当初予定していた小学校から300から400名の参加を予定していたが、それがなくなったために、販売率も低くなっている。不参加通知が12月初旬で公演まで期間が無かったために十分な販売もできなかったものと財団では考えているが、他の小学校に打診するなり、販売率向上のために何か方法は無かったか疑問が残る。

「筑紫哲也講演会」については、中核市移行記念のためのものであるため、政策的に無料としている。しかし、無料にするとどうしても入場率が低くなることも考え、多少でも有料化する余地はなかったか疑問が残る。仮に有料化した場合、入場者数が同じとすると1,200円の入場料で補助金支出は必要なかったことになる。

また、なら100年会館では自主事業について、公演ごとに入場者に対するアンケートをとっているものもあるが、時間的余裕等から集計・分析することを実施していない。入場者の生の声は大変貴重なものであるため、それを集計・分析することによって、将来の自主事業のプラン作りの有効活用すべきである。また、そのアンケート結果を事業の主催者に通知することも有効と考えられる。

#### 冷暖房施設の使用料の適正化

冷暖房施設は1年間を通して全ての季節で利用者に使用してもらうことになっているが、平日と土・日・祝日では冷暖房施設使用料が異なっている。例えば、大ホールの全席使用で入場料等を徴収しない場合の全日使用では、平日が47,600円に対し、土・日・祝日は57,200円となっている。しかし、冷暖房料金は平日でも土・日・祝日も料金均一であるべきであり、不合理となっている。

これは、なら100年会館条例に掲載されている「施設及び使用料の料金表」の備考において「大ホール、中ホール及び小ホールの冷暖房施設の使用料は「入場料等を徴収しない場合」の使用料の100分の20に相当する額とする」とされ、使用料の一定率が乘じられることに起因する。冷暖房施設使用料は曜日にかかわらず定額とすべきである。

### 3. ならまちセンター

#### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	市民の連帯感の育成と文化・教養の向上を図り、もって市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため
設置根拠条例	奈良市ならまちセンター条例
開館年月日	平成元年4月26日
施設設備	市民ホール(300席) リハーサル室、楽屋3室、多目的ホール(42人) 会議室4室、和室、企画展示コーナー、喫茶室
敷地面積	3,755.63 m <sup>2</sup>
延床面積	10,097.33 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	常勤6名(うち嘱託員1名)
管理方式(財団委託・市直営別)	財団法人ならまち振興財団に委託 (社会教育部社会教育課所管)
使用料	市民ホール(平日) 8,000円～88,400円 (土・日・祝日) 9,600円～105,600円 リハーサル室 2,800円～4,300円 楽屋 1,400円～3,600円 多目的ホール 6,000円～30,000円 会議室 2,400円～16,800円 和室 2,400円～12,000円 企画展示コーナー 2,400円～19,200円

#### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数(人)	61,669	63,611	64,336	66,518	67,039
市民ホール 利用者数(人)	32,785	34,465	29,666	32,006	31,467
〃 利用率	62.7%	64.7%	55.2%	50.6%	51.3%

(注) 利用率 = 使用日数 ÷ 開館日数

### (3) 監査の結果

#### 備品管理の不備

ならまちセンターで使用されている市有備品については、備品台帳が平成8年以降更新されておらず、現物の確認も行われていない。監査人が現物照合を行った結果、会議用机20脚（@9,500円）のうち5脚の保管状況が適切ではなく、照合ができなかった。まずは現物棚卸を行って備品台帳を更新、整備するとともに、今後は定期的な現物確認を行う必要がある。なお、当該指摘後、平成14年12月25日に社会教育課が現地に赴き確認したところ、会議用机5脚の確認を行うことができたとのことである。

また、舞台に関する機材物品の管理保管業務を民間業者に委託しているが、委託開始時に両者立会による現物確認は行っておらず、明細と備品台帳との照合も行われていないため、破損・紛失等があった場合の責任が不明確になっている。管理責任の帰属を明確にするとともに、契約終了時に再度現物確認を行う必要がある。

#### 冷暖房施設の使用料の適正化

市民ホールの冷暖房施設は1年間を通して全ての季節で使用してもらうことになっているが、平日と土・日・祝日では冷暖房施設使用料が異なっている。しかし、冷暖房料金は平日でも土・日・祝日でも料金均一であるべきであり、不合理となっている。

これは、ならまちセンター条例で施設及び使用料の料金表が掲載されているが、その備考において「市民ホール及び多目的ホールの冷暖房施設の使用料は「入場料等を徴収しない場合」の使用料の100分の20に相当する額とする」と使用料の一定率が乗じられることに起因する。冷暖房施設使用料は曜日にかかわらず定額とするべきである。

#### 委託契約について

平成13年度について、委託関係の支出負担行為伺書・契約書を閲覧した結果、全て随意契約による契約がなされていた。建物総合管理業務についてまで随意契約がなされているが、その中に含まれる清掃業務についてまで随意契約をする理由はないように思われる。したがって、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減が可能であると考えられる（但し、平成14年度より、建物総合管理業務及びホール・舞台管

理業務について入札を実施しており、その他の業務についても業者との値下げ交渉を行っている)。

また、設備等の保守点検や設備運転管理業務、清掃管理委託業務など、一括して協同組合に発注しているが、競争原理を働かせるためにも、委託契約をより細かく区分すべきである。清掃管理業務委託は一括契約から分離できるものと考えられるため、分離して指名競争入札による業者決定を行うべきである。

#### 4. シルクロード博記念館

##### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	なら・シルクロード博を記念し、市民の文化の向上を図るため
設置根拠条例	奈良市シルクロード博記念館条例
開館年月日	昭和63年4月24日
施設設備	展示室、レストラン
敷地面積	3,000.00 m <sup>2</sup>
延床面積	744.39 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	常勤1名(史跡文化センター兼任)
管理方式(財団委託・市直営別)	財団法人奈良市文化振興センターに委託 (企画部文化振興課所管)
入館料	無料

##### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数(人)	13,633	86,639	34,945	23,224	17,382

##### (3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 5. 杉岡華邨書道美術館

### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	書道作品及び資料の保存、展示等を行い、市民の書道芸術の学習、鑑賞等に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため
設置根拠条例	奈良市杉岡華邨書道美術館条例
開館年月日	平成12年8月4日
施設設備	展示室、資料室、収蔵庫
敷地面積	911.89 m <sup>2</sup>
延床面積	652.55 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	常勤4名（うち、市出向者1名）
管理方式（財団委託・市直営別）	財団法人杉岡華邨書道美術財団に委託 （企画部文化振興課所管）
入館料	個人 300円（団体 240円）

### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数（人）				13,923	13,696
（うち、有料観覧者）				(9,075)	(11,036)

### (3) 監査の結果

委託業務は毎年度入札すべき

清掃、設備管理（空調、電気、消防など）の委託契約は、開館当初の平成12年度に行い、その後入札されていない。また、清掃業務について、契約の伺い書では随意契約の理由として、「昨年度の清掃管理業務の実績および業務内容を把握していることを考慮し」と記載されているが、これが随意契約の合理的な理由になっているとも思えない。3年に一度入札を行う方針とのことであるが、特に清掃業務については、競争原理を働かせるためにも毎年度入札を行うべきである。

また、「第 2 . 各施設共通事項の監査結果及び意見 2. 意見」の行政コスト分析に記載のように、民間企業に清掃業務委託しているにも拘わらず 1 m<sup>2</sup>当たり清掃費は他施設と比較してかなり高くなっていることも鑑みて、委託内容について検討する必要がある。

#### 保守点検業務の完了届の入手

設備点検の各種保守点検業務を委託しているが、委託業務にかかる完了届が入手できていない。委託契約終結の確認の意味でも、少なくとも年度末には完了届を入手すべきである。

#### 備品リストの有効活用

詳細な情報が記載されている備品リストを財団が独自で作成しているが、市の所管課は備品保管票綴りで管理しており、財団作成備品リストは市では特に活用していない。当該リストは備品の保管場所等の情報が適時更新されていない以外は有用な備品管理台帳となりうるものである。したがって、所管課では備品保管票と財団作成の備品リストとを連動させ一体管理し、既存の財団作成備品リストを有効活用すべきである。

#### 銀行勘定帳の記帳遅れ

銀行勘定帳は往査日の 7 月 5 日時点で 5 月分までしか作成されていなかった。財団法人杉岡華邨書道美術財団会計処理規定第 1 4 条 7 項に従っておらず、また、預入れ、払出し時の不正を防ぐためにも現金・預金の日計表は日次で作成する必要がある。

### (4) 意見

#### 図録の資産管理

平成 1 3 年度に 8,106 千円かけて図録を 6 , 0 0 0 部作成したものは、決算上、全て支出処理されているが、資産として計上すべきであったと考える。年度末に 4 , 4 0 9 部残っており在庫金額にして 5,956 千円と高額になるため（平均単価 1,351 円）、資産価値として貸借対照表に計上することに意義があると考えられるからである。また、図録はより多く世に出なければ意味がなく、資産計上することによって資産としての認識・意識を持つことによって、早期売却等のモチベーションとなることが期待できる。

具体的には、年度末に残っている図録在庫は貸借対照表上で「図録」として表示し、それが外部に売却等がなされたときに正味財産増減計算書で「図録売却収入」と「図録払出原価」とすることで、収益と費用が対応することになる。

#### 物品販売に関して消費税を考慮した値段設定

当該財団は、基準年度の収入額が 3,000 万円に満たなかったため、平成 13 年度までは消費税の非課税業者であったが、平成 14 年度からは消費税の課税対象業者となる。したがって、今まで当財団では、図録、葉書等の物販に関する消費税は考慮されていなかったが、今後は消費税分も考慮して値段設定をすることが望ましい。

## 6. 写真美術館

### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	奈良に関係の深い写真等の展示及び保存等を図り、もって文化の向上に資するため
設置根拠条例	奈良市写真美術館条例
開館年月日	平成4年4月14日
施設設備	展示室3室、記念室、ハイビジョンギャラリー、資料閲覧室、ミュージアムショップ、ティールーム
敷地面積	美術館 3,667.57 m <sup>2</sup> 駐車場 1,758.37 m <sup>2</sup>
延床面積	2,313.99 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	常勤13名(うち嘱託員2名)、非常勤2名
管理方式(財団委託・市直営別)	財団法人入江泰・記念写真美術財団に委託 (企画部文化振興課所管)
入館料	一般 500 円、高校大学生 200 円、小中学生 100 円 団体(20人以上)2割引、定期観覧料(1年有効)2,500 円

### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数(人)	60,877	56,371	49,543	47,572	52,317

### (3) 監査の結果

#### 委託販売契約書の作成漏れ

ミュージアムショップで受託販売する商品の一部について、委託販売契約書が取り交わされていないものが発見された。委託契約の内容については書面にて明らかにするとともに、所定の手続きによる決裁を受ける必要がある。

なお、現状では取扱商品を追加するごとに委託販売契約書を作成しているが、契約書の作成漏れの危険性が高くなること、事務量が増大することを考慮し、業者ごとに一括して契約書を作成するなどの工夫が必要である。

#### 計上費目の変更

展示会の陳列ケースの輸送・作業代 210 千円につき、展示事業費とすべきところ、予算外支出となることを避けるために施設管理運営事業費として計上していた。財団法人入江泰・記念写真美術財団会計処理規程第 2 2 条及び第 2 4 条によれば、異なる費目間の予算の流用は認められておらず、予算外支出については理事会の承認を受ける必要がある。

#### 委託契約について

平成 13 年度について、委託関係の支出負担行為何書・契約書を閲覧した結果、全て随意契約による契約がなされていた。清掃委託業務についてまで随意契約がなされているが、当該業務は随意契約をする理由は薄く、また、随意契約を行う場合でも明確な随意契約の理由が必要であるが、契約時の何い書にはその理由すら記載がない。清掃業務については、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、それによりコスト削減が可能であると考えられる。

なお、「第 2. 各施設共通事項の監査結果及び意見 2. 意見」の行政コスト分析に記載のように、1 m<sup>2</sup>当たり清掃費は他施設と比較してかなり高くなっていることも鑑みて、委託内容について検討する必要がある。

#### (4) 意見

##### 入江泰・没後 10 年記念コンサートに関する市補助金額の妥当性

事業名	公演日時 場所	入場料金	市からの 補助金額	入場券 販売率	販売率の説明
没後 10 年 写真家入江泰・を偲ぶ、思い出トークとペギー葉山コンサート	H13/11/16(金) 18:30 開演 なら 100 年会館 大ホール	S 席 5000 円 S 席 4500 円 (ならゴブ) S 席 2500 円 (ハアケット) A 席 2500 円 ジーンズ 席 1500 円	1,728 千円	62.1% (有効座席数 1,240 席、販売 座席数 770 席)	高年齢層をターゲットとしたイベントにも関わらず夜の公演としてしまったため販売が伸びなかった。

予算額に比して経費節減額が大きかったため当初予算の補助金 2,000 千円に比して決算額は縮小しているが、販売率から判断して一層の収支改善が可能であったと思われる。

#### 財団による物品販売のあり方の検討

ミュージアムショップで販売する商品については受託販売となっているが、商品の充実を図るのが難しく、また受託手数料も低いので、商品の新陳代謝を図りショップの品揃えを充実させるため及び利幅を確保するため、受託販売のできない品目については団体を設立して商品を取り扱っている。しかしながら、財団による物品販売も特に禁止されているわけではなく、直接販売も含めて販売方法を検討すべきと思われる。

## 7. 音声館

### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図り、市民の文化の向上に資するため
設置根拠条例	奈良市音声館条例
開館年月日	平成6年10月4日
施設設備	プレイルーム、個人レッスン室、資料室 ホール、和室、会議室
敷地面積	1,326.42 m <sup>2</sup>
延床面積	1,194.86 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	常勤10名、非常勤1名
管理方式（財団委託・市直営別）	財団法人ならまち振興財団に委託 （企画部文化振興課所管）
入館料	無料
使用料	ホール（平日） 2,000円～22,000円 （土・日・祝日） 2,400円～26,400円 プレイルーム 1,600円～5,700円 個人レッスン室 1,000円～2,500円 会議室 1,000円～2,500円 和室 1,000円～2,500円

### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
利用者数（人）	54,101	61,418	70,032	77,087	84,865	
ホール	利用者数（人）	13,046	9,384	8,697	13,237	12,297
	利用率	41.7%	46.5%	35.8%	31.5%	43.7%
プレイルーム	利用者数（人）	4,246	3,838	2,953	1,629	3,177
	利用率	45.1%	44.8%	33.4%	24.8%	44.4%
個人レッスン室	利用者数（人）	140	127	125	109	68
	利用率	33.1%	34.1%	29.7%	22.1%	18.6%
会議室	利用者数（人）	212	447	466	620	733
	利用率	20.1%	29.0%	20.0%	17.3%	19.0%
和室	利用者数（人）	343	103	130	193	35
	利用率	19.5%	14.5%	11.4%	15.0%	11.5%

（注）利用率 = 使用日数 ÷ 開館日数

### (3) 監査の結果

#### 備品ラベルの不貼付

日本民謡大観 6 巻のうち、ラベルが貼付されておらず市の所有物であることが確認できないものが発見された。奈良市会計規則第 5 4 条に則り、市有備品であることを明らかにしなければならない。特にこの日本民謡大観については、財団が独自で購入している巻もあり、厳密に区分して管理する必要がある。

#### 備品返納処理遅れ

小型乗用自動車トヨタライトエースワゴン 1 台 (179 万円) につき、6 月 19 日に廃車されていたが、8 月 8 日現在物品の返納手続きが行われていなかった。物品が不要となった場合は、奈良市会計規則第 5 2 条に則り、すみやかに市に対して物品返納手続きを行う必要がある。

#### 現預金管理の不徹底

現預金の保管状況を聴取したところ、現預金を保管している手提げ金庫は施錠されておらず、また手提げ金庫を保管している棚も施錠していないとのことであった。夜間も同様とのことであり、施錠したうえで責任者が鍵を適切に管理すべきである。

#### 銀行帳記帳遅れ

銀行勘定帳は往査日の 7 月 3 日時点で 5 月分までしか作成されていなかった。財団法人ならまち振興財団会計処理規程第 1 4 条 7 項に従っておらず、また、預入れ、払出し時の不正を防ぐためにも現金・預金の日計表は日次で作成する必要がある。

#### 委託契約について

平成 13 年度について、委託関係の支出負担行為伺書・契約書を閲覧した結果、全て随意契約による契約がなされていた。清掃委託業務 (清掃・設備機器の保全業務) 及び舞台設備管理業務についてまで随意契約がなされているが、清掃業務及び舞台設備管理業務についてまで随意契約をする理由はないように思われる。したがって、可能な範囲で入札を

実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減が可能であると考えられる（但し、平成14年度については、清掃業務についてのみ、入札を実施している）。

また、設備等の保守点検や設備運転管理業務、清掃管理委託業務など、一括して協同組合に発注しているが、競争原理を働かせるためにも、委託契約をより細かく区分すべきである。清掃管理業務委託は一括契約から分離できるものと考えられるため、分離して指名競争入札による業者決定を行うべきである。

「第2.各施設共通事項の監査結果及び意見 2.意見」の行政コスト分析に記載のように、音声館は特に1㎡当たり清掃費が他施設と比較して高くなっており、それも鑑みながら委託内容について検討する必要がある。

#### (4) 意見

##### 冷暖房施設の使用料の適正化

ホールの冷暖房施設は1年間を通して全ての季節で使用してもらうことになっているが、平日と土・日・祝日では冷暖房施設使用料が異なっている。しかし、冷暖房料金は平日でも土・日・祝日でも料金均一であるべきであり、不合理となっている。

これは、音声館条例で掲載されている「施設及び使用料の料金表」の備考において「ホールの冷暖房施設の使用料は「入場料等を徴収しない場合」の使用料の100分の20に相当する額とする」と使用料の一定率が乗じられることに起因する。冷暖房施設使用料は曜日にかかわらず定額とすべきである。

## 8. ならまち振興館

### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	市民の国際文化の向上とならまちの町並み保全に資するため
設置根拠条例	奈良市ならまち振興館条例
開館年月日	平成7年4月15日
施設設備	主屋、蔵
敷地面積	1,470.23 m <sup>2</sup>
延床面積	287.96 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	0名(財団事務局が管理)
管理方式(財団委託・市直営別)	財団法人ならまち振興財団に委託 (企画部文化振興課所管)
入館料	無料

### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数(人)	22,347	22,036	21,017	21,506	20,012

### (3) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 9. 名勝大乘院庭園文化館

### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	市民の文化の向上を図るとともに、市民及び本市を訪れる観光客の観覧と利便に供するため
設置根拠条例	奈良市名勝大乘院庭園文化館条例
開館年月日	平成8年4月1日
施設設備	資料室、休憩室、茶室、和室、会議室、展示室
敷地面積	1,017.04 m <sup>2</sup>
延床面積	377.94 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	常勤4名（うち嘱託員2名）
管理方式（財団委託・市直営別）	財団法人ならまち振興財団に委託 （企画部文化振興課所管）
入館料	無料
使用料	展示室・茶室・和室・会議室 1,000円～2,500円

### (2) 利用状況

項目		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数（人）		59,819	61,792	50,501	52,217	49,215
展示室	利用者数（人）	52,802	55,863	44,583	45,987	44,366
	利用率	97.7%	100%	96.6%	99.0%	97.4%
茶室	利用者数（人）	2,318	2,096	2,175	1,933	1,520
	利用率	29.8%	25.2%	23.2%	22.3%	22.2%
和室	利用者数（人）	2,496	2,096	2,175	1,933	1,520
	利用率	32.1%	25.2%	23.2%	22.3%	22.2%
会議室	利用者数（人）	2,203	1,737	1,568	2,364	1,809
	利用率	44.5%	36.9%	30.5%	40.3%	41.7%

（注）利用率 = 使用日数 ÷ 開館日数

### (3) 監査の結果

#### 委託契約について

委託関係の支出負担行為伺書・契約書を閲覧した結果、全て随意契約による契約がなされていた。清掃委託業務（清掃・設備機器の保全業務）まで随意契約がなされているが、それまで随意契約をする理由はないように思われる。したがって、可能な範囲で入札を実施し競争原理を働かせることで、コスト削減が可能であると考えられる（但し、平成14年度については、清掃業務についてのみ、入札を実施している）。

また、設備等の保守点検や設備運転管理業務、清掃管理委託業務などを、一括して協同組合に発注しているが、競争原理を働かせるためにも、委託契約をより細かく区分すべきである。清掃管理業務委託は一括契約から分離できるものと考えられるため、分離して指名競争入札による業者決定を行うべきである。

### (4) 意見

#### 盗難防止体制の整備

物品の管理状況につき聴取したところ、開館以来2件の盗難事故が発生しているとのことである。当該施設は入場無料であり館内への出入が自由となっているが、構造上受付からの死角があるため、人による監視だけでは充分ではない状態である。現状では2階の一部に監視カメラを設置するとともに、高価な掛軸・香炉などは置かないようにしているとのことであるが、費用対効果を勘案した上で、十分な対策を講じる必要がある。

## 10. ならまち格子の家

### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	本市を訪れる観光客及び市民の観覧と利便に供するとともに、町並み保全に資するため
設置根拠条例	奈良市ならまち格子の家条例
開館年月日	平成4年4月1日
施設設備	みせの間・中の間・奥の間・つし・通り庭・離れ・蔵
敷地面積	320.58 m <sup>2</sup>
延床面積	257.40 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	0名(「ならまち格子の家愛好会」に委託)
管理方式(財団委託・市直営別)	財団法人ならまち振興財団に委託 (経済部観光課所管)
入館料	無料

### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数(人)	61,135	63,778	61,778	67,455	84,815

### (3) 監査の結果

#### 委託契約について

平成13年度について、委託関係の支出負担行為伺書・契約書を閲覧した結果、清掃業務を含む全ての業務において随意契約となっている。清掃業務まで随意契約をする理由はなく、可能な範囲で入札を実施し競争原理を働かせることによってコスト削減が可能であると考えられる。

(4) 意見

備品保管票記載内容の充実

ならまち格子の家に保管されている市有備品につき備品保管票の綴りを査閲したところ、金額が記載されていないものが発見された。備品の財産価値を把握するためにも、金額を明記することが望ましい。

## 11. なら工藝館

### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	長い歴史の中で研ぎ澄まされてきた奈良工芸の振興発展を図るため
設置根拠条例	なら工藝館条例
開館年月日	平成12年11月17日
施設設備	常設展示室、個別展示コーナー、工芸品販売コーナー、資料室、研修室3室、作業室
敷地面積	1,403.50 m <sup>2</sup>
延床面積	1,230.71 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	常勤5名(うち市出向者1名) 非常勤嘱託員1名
管理方式(財団委託・市直営別)	財団法人ならまち振興財団に委託 (経済部商工労政課所管)
入館料	無料
使用料	個別展示コーナー(平日) 1,800円~14,600円 (土・日・祝日) 2,100円~17,400円

### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数(人)	-	-	-	17,774	47,093

### (3) 監査の結果

#### 備品管理ラベルの不貼付

備品台帳から任意に5点を抽出し現物と照合したところ、着尺巾小型織機1台(10万円)にラベルの貼付が漏れており、市有備品であることが明らかになっていなかった。奈良市会計規則第54条により、ラベル貼付等により市有備品であることを明らかにしておく必要がある。

#### 公衆電話料金の財団決算への反映について

公衆電話から回収した現金は、通話料金支払時まで金庫内に一時保管されているが、簿外資産となっている。本来ならば、財団決算において、当該電話料金を通信費として経費計上するとともに、雑収入で受け入れるべきものである。

また、仮に簿外処理とするならば、公衆電話料金回収額（1,050円）と財団所有現金とは明確に区分すべきであるが、それらは金庫内で混在している状態であり管理状況も不適切である。

#### 委託契約について

平成13年度について、委託関係の支出負担行為何書・契約書を閲覧した結果、一部業務について見積合わせを実施していた以外は、随意契約による契約がなされていた。清掃委託業務まで随意契約がなされているが、当該業務を随意契約する理由はないように思われる。したがって、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減が可能であると考えられる（但し、平成14年度については、清掃業務についてのみ、入札を実施している）。

## 12. なら奈良館

### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	世界遺産に登録された「古都奈良の文化財」をはじめとする貴重な文化財等の紹介を行い、文化財とのふれあいの場を提供することにより、市民及び観光客の世界遺産等に対する理解と認識を深め、もって文化の向上を図るため
設置根拠条例	なら奈良館条例
開館年月日	平成13年3月28日
施設設備	「仏像の世界」コーナー、「平城京の世界」コーナー 「アジアと世界の木造世界遺産」コーナー 「世界遺産のまち・奈良」コーナー
延床面積	1,327.06 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	常勤（兼務）6名（ほかに観光協会から3名出向）
管理方式（財団委託・市直営別）	直営管理（経済部世界遺産室所管）
入館料	入館料 一般 300円 高校生 200円 小中学生 100円 団体（15人以上）2割引
平成13年度重点事業 （世界遺産室の事業を含む）	入館者誘致事業（世界遺産登録社寺や奈良大学の協力を得て世界遺産講座開催、クイズラリー開催、広告宣伝など） 世界遺産都市交流事業（全国世界遺産都市会議への参加） 世界遺産振興事業（なら世界遺産フォーラム開催、なら世界遺産夏季大学開催、世界遺産体験講座開催）

### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数（人）					21,902

### (3) 監査の結果

つり銭準備金の職員負担の是正

なら奈良館は有料施設のためつり銭を4万円準備しているが、それは全て職員の自費負担となっている。これは、単年度予算主義による現在のシステムでは、通常の歳入歳出の処理の流れであると、現金をストックとして保有することができないことに起因する。し

かし、本来ならば、市の施設使用料収納のためのつり銭は市が準備すべきものであり、なら奈良館が取り扱うべき現金を職員個人が準備することは、私有財産と公共財産の混同が生じることになるため、極力避けるべきである。

なお、監査対象施設のうち、市直営でかつ有料施設はなら奈良館だけであるため、当該指摘事項は、監査対象施設の中では、なら奈良館だけに関係するものであるが、住民票発行業務等を行っている市民課などでも同様の問題が存在している。

つり銭の経理については、自治法には明文規定はないが、昭和29年4月16日の行政実例によると、当該事務を取り扱っている職員を出納員に任命し、つり銭に必要な現金を保管させることが適当であるとされている。つまり、つり銭に必要な現金を保管することが可能であることが示されている。

次に、つり銭に必要な現金の調達については昭和38年11月20日付行政実例に示されている。これは、収入役につり銭に必要な限度額を保管させ、つり銭を取り扱っている職員（分任出納員）に、本人から領収書を徴して交付する方法をとっても差し支えなく、収入役の現金保管、保管限度額等つり銭の経理につき、自治令第173条の2の規定に基づき、会計規則で定めておくのが適当であるとされている。この方法では、収入役がつり銭のための現金を保管し、出納員からの申請に基づき、交付することになる。

奈良市会計規則には当該規定がないため、現状のように職員の自費負担によってつり銭が準備されているが、今後、会計規則を整備し、なら奈良館の出納員からの申請に基づき、必要限度額を交付すべきである。

なお、つり銭準備の限度額は必要最小限とすることに留意しなければならず、現状の4万円で十分と思われる。また、年末年始等の休業のように長期間料金収納の機会がない場合には、いったん収入役に返納することが適当と考えられる。

#### なら奈良館で使用している財産の所管換え

なら奈良館には文化財課所管となっている「ならまち復元模型（取得価額 124,630 千円）」が展示されているが、現在はなら奈良館で使用しているため、世界遺産室に所管換えを行う必要がある。

(4) 意見

利用者の増加策について

なら奈良館は昭和45年から近鉄が運営していた「奈良歴史教室」を平成12年7月31日の覚書により引き継いだものであり、展示物は近鉄から無償貸与されているものである。近鉄運営時の入場者数（未公表）と比較してみると、なら奈良館になった平成13年度で大幅に入場者数が減少している。

これについて近鉄運営時と比較してみると以下のような状態となっている。

項目	近鉄運営	市直営
展示物	常設展示が主である	同左
駐車場	近鉄奈良駅の上にあるため、駐車場がない	同左
ソフト事業	月2回程度の歴史セミナー（年24回）	世界遺産講座を開催（13年度7回、14年度14回）。今後はビデオによる奈良の紹介や体験学習を増やす予定
物品販売	歴史書籍などの販売を行っていた	なし
宣伝	近鉄電車の中での広告など、全社あげでのPRを行っていた	近鉄奈良駅に広告看板はあるが、近鉄との連携は特に行っていない。また、宣伝も他の施設と同様に市の1施設という取扱いとなっている
その他		修学旅行生を対象とした全国の小中高校にダイレクトメールを送付

奈良市観光課発表の奈良市観光客数と入館者数を比べてみると以下のとおりとなっている。

項目	近鉄運営					市直営
	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
一般観光客数（千人）	11,723	11,821	11,572	11,719	12,118	12,556
修学旅行者数（千人）	1,522	1,326	1,200	1,128	948	870
国内観光客数計（千人）	13,245	13,147	12,772	12,847	13,066	13,426

修学旅行者数は減少の一途となっているものの、国内観光客数計では、平成10年度までは減少傾向にあったが、11年度以降は増加傾向にある。この要因として、世界遺産登録効果持続のほか、<sup>とうかえ</sup>燈花会など新規イベントの定着、拡大効果が大きいことがあげられる。

なら奈良館は過去から修学旅行生の利用が多く、開館当初に全国の全ての小中学校・高等学校にダイレクトメールを発送するなどの努力を行っているが、奈良市への修学旅行者数が減少していることがなら奈良館の入場者数が少ない直接の原因となっていると考えられる。したがって、修学旅行生が減少しているのは外部要因であり仕方ない面があるが、観光客数が増加しているという追い風を利用し、方針転換を検討すべきものと考えられる。また、なら奈良館は、近鉄奈良駅の上にあるにも拘らず近鉄との連携ができていないことや、ソフト事業が不足していることは否めない。

今後は、「第2．各施設共通事項の監査結果及び意見 2.意見 (5)ならまちの一体的運営と奈良市の役割」で記載しているような総合的な観光PRを行うとともに、近鉄との連携、ソフト事業の充実、観光協会とのさらなる連携等により、奈良観光の起点としての役割を果たす必要がある。

### 13. 埋蔵文化財調査センター

#### (1) 施設の概要

項目	内容
設置目的	本市の埋蔵文化財の発掘及び調査、研究並びに出土品等の整理及び保存を行うとともに、これの活用を図るため
設置根拠条例	奈良市埋蔵文化財調査センター設置規則
開館年月日	旧館 昭和58年8月31日 新館 平成11年8月10日 収蔵庫棟 昭和62年1月10日
施設設備	展示室、洗浄室、搬入庫、乾燥室、整理室、写真撮影室、暗室、製図編集室、資料整理観覧室、書庫、図面写真保管庫、講座室
敷地面積	4,150.46 m <sup>2</sup>
延床面積	3,056.57 m <sup>2</sup>
平成13年度末職員数	市職員 24名(その他、臨時職員を随時雇用している)
管理方式 (財団委託・市直営別)	直営管理(社会教育部文化財課所管)
入館料	無料

#### (2) 利用状況

項目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
利用者数(人)	-	-	1,410	1,443	1,347

#### (3) 監査の結果

##### 備品管理の徹底

光波距離計一式(12点、計2,100千円)の現物照合した結果、一部につき備品ラベルが剥がれているものが発見された。奈良市会計規則第54条により、「備品には一品ごとに「ラベル」をはりつける等市有備品であることを明らかにしておかなければならない」とされており、備品ラベルが剥がれたものについては、すみやかに措置を講ずる必要がある。

また、高所作業台(1,945千円)については、分解して保管するものであるためそもそも管財課から備品ラベルが支給されていない。しかしながら、現状では市有備品であることが明らかにされておらず、また、現物照合も困難であることから、各パーツごとにラベルを発行するなど適切な管理を行う必要がある。

さらに、複写機 1 組 (550 千円) の現物をチェックした結果、長期間使用されておらず、保管状況も良好とは言えない状態であった。20 年近く前に購入されている備品でもあるため、使用可能性がない場合は奈良市会計規則第 5 2 条により速やかに返納処理する必要がある。

#### 持出備品の管理

光波距離計一式 (2,100 千円) の現物をチェックした結果、一部部品が発掘調査現場で使用されており、持出品の管理簿が作成されていないためセンター内にあるべき備品が特定できない状況であった。持出品がある場合には、備品管理簿において持出状況を記載するなど、その所在を明らかにするような管理が必要である。

#### 委託契約について

平成 13 年度について、委託関係の支出負担行為伺書・契約書を閲覧した結果、全て随意契約による契約がなされていた。しかし、清掃委託業務については随意契約をする理由はないように思われる。平成 11 年度に指名競争入札で決定した落札業者に平成 15 年度まで随意契約する旨の決裁は受けているとのことであるが、随意契約を行う場合には、年度ごとに理由を含めて承認を受けるべきである。また、原則的には毎年度入札を実施し、競争原理を働かせることによってコスト削減が可能であると考えられる。

以上